單騎須知畧

九

雜

和書門
類
二四八六〇
號
六
函
九
架
一三
冊

内閣文庫
和書
類
二四八六〇
號
一三
冊
一五三圖
二〇架

内閣文庫
番號 和 24860
冊數 13 (9)
函號 153 295

單騎須知畧巻之九　襍部　藩岩碕舍從輯録

一

朝鮮の役文禄二年正月六日之夜左近将監宗茂三
千人足うせし少勢にて二拾両に除て大敵を一
ッ仕くづし千騎の組ひしやるへ一世武
邦の付て始て己のまされ宗茂暫く人
こゝの島とやさもんこく北くら陸くら対馬天地原左
門いかとも伝若こて宗茂陸とて
伝しくやしいくい何とも功者の武士なるかしとも
宗茂と同くしたしまて（しとも加山所和泉
中さきの冷拍ら拍しの一者こて四本こて
ふくこさしかきしと和泉危伯と一ッ取く御く
吟くくく宗茂ハ九伯をこり取てかしこ立陳

明治十年購求

常のゆゑ公会せしぶ沖宮も一ツ山にて喰りん
すまとうもうれすして所〻に於て時河家義
二拾六歳時の器量の事を聞ぬ人なき感す
しとうと　明良洪範抜萃
漢南より明の援大軍と同て一ツハ渚行陣を
して吉門元春と先陣元春ニ而相ゆうこれく
元春軍兵と浮同して敵と戦をすれとくに
ゆる時士大将来情仮とすれ敵味方時至て
まもなく石見くこうえ来ることあり合し
士大将二ツ合し海ゆとの者ゆ岩見（たれた
浮者合しゆ敵ハ二所より攻ゆ時元春ハ
敵して一ツしゆ出りてすつゆすゆ家為ゆ敵と

追帰して敵ハ門を堅くして用ゆ大軍ゆ至て
士卒気と奪ゆて及ぶ所ゆ元春ハ
かくきれたるゆ又ハ海ゆ味方の気と控ゆ
さる将器ゆて元春ハ周防ゆ所の雪行ゆる
浦ゆ非同すゆさまれゆ元春ハ相鄭ゆ先ゆ卒
ゆ所ゆゆハ強来かくゆゆと行へ所ゆ
行ゆも知ゆゆ

常山紀談

一

大安宗麟公ゆ所ゆ指沿運のゆとゆ然ゆ元
元春ゆ者ゆ称ゆ時宗義弱年の時立花道雪の
許〻行〻出ゆ時ゆ　と道雪ゆ申ゆ
ゆ雪ゆ不ゆの愛ゆ千延如のゆ
道雪ゆ入〻ゆ郎ゆ跳和ゆ振ゆ

無為大文字へ書き入れ　　[illegible]

一　流川左右勢列長高二生城の間書格と書和と
[illegible]　[illegible]の所く雷電[illegible]して庭へ落る
書[illegible]一首[illegible]　[illegible]と[illegible]書格に対せり
[illegible]の者国[illegible]　此付書[illegible]　世[illegible]と見て[illegible]
退く[illegible]　同上

一　[illegible]十歳八[illegible]の為の先[illegible]の士大将也
[illegible]の軍[illegible]十歳[illegible]
口中へ突入[illegible]
捧[illegible]胴の上と[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
中興　寛永元年[illegible]
[illegible]
[illegible]

少宗氏屋の先祖高く刀鍛冶二代を経て当代に至る
行平作と称し代々氏屋の先祖作
又左衛門と組之乗り組之乗り
国中大力の者と云乗り
きしふ伝のとらしたるを
苛けヤア吾ら
あるを一しして
も指南をれ
けるを
今人深宮寺九郎
右衛門と同伯
甲冑の製作
一
二方の鎧大河内宗家
もとあるを称の下り
両股家
陣内をかけ
元て
来
と
一
成也
義興小
佐
鎧の長小

一

[illegible]と[illegible]と[illegible]と

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

首尾すまかりなれけとバ秋葉別当寛弁寺
と称して池宮より信濃国ハ山ゟ[illegible]
[illegible]ハ赤堂四畳半の御[illegible]の長と
称して首尾[illegible]味方ゟ西ゟ[illegible]
[illegible]ハ信濃国[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一

大河内[illegible]秀元 蟹城 伯耆の城と一番ニ攻寄せ
刈城中へ乗入り一[illegible]
大雨のめく日当[illegible]

秀元の右の御の下と打引[illegible]
すしらう 如也矢兵法

一

岩原陣ニ和平[illegible]
[illegible]
の間二年ゟ[illegible]
三[illegible]
[illegible]
[illegible]

老益壮

一　武田晴信

同時ニ高坂弾正忠稲葉右衛門尉ニ八千貫
斗ノ知行ヲ与ヘ武田の譜代ノ者ハ
と加ヘられ一族中ハ言ハ人
ハ長いらと五郎左衛門の分ハ最早静
ヲ行ふ事おやハ左ヲ人しハ左ヲ波
左ヲ後世のいふ事ハ五郎左衛門
とうとうハ各別の事ハ思ハ
て我ハ人とハ一ハ我ハ今ハ一揆
蜂起ハ人ハ左ヲ波ハ
ふ世ハ人ハ一ハ馬ハ川ハ一城ハ
思入ハ城ハ可ハ

一　信玄ハ

見ハれて後ハ打死ハ
真田家の説ハ勝頼ハ
信玄ハ信州小縣郡ハ
一人ハ和泉信ハ
郡ハ分ハ悔ハ
室賀文蔵ハ
ハ田ハ城上田ハ
打ハ先初太刀ハ小
ハ後ハ
金剛ハ
室賀ハ
但ハ

[illegible]
但し[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
の[illegible]川[illegible]所[illegible]
いろ[illegible]わ[illegible]見[illegible]て[illegible]山中の[illegible]
河[illegible]の[illegible]
[illegible]
心[illegible]
見[illegible]
海[illegible]
[illegible]
[illegible]

侍の人世論と廉和尋れい最初尋仰
若侍い面白きこの士を始め尋ね尋ね問い
書ものえらべ若侍ねい首をていなきわたし
ろくい立ての軍を討れてしいしか果て
伝を何のめ廉和やろい来和初陣戦い
ここ立月の洽合い最初の武士のいい
震いとせ中眼と聞きかとろ
りのてなべ呂ろ宮邸と
者と首と百べ切腹と洽合ってち
ち伝るものくしてしてしてし
舎縦書ろ小粉門定松の鍬してのの
と軒義べ伝と明輩べ話べいしものの幻宮

戒い杉田隅教立ろしち上のる松い士話の常泥潭
浮しに伝ろ泥世べ山ゆ洽べ郎べろ宗
別の田中田邸和ろ
い廉べ田論ろ年今ち
書れい月村の宮ち戒い異口のの抑筆先ち
のの伝岡ろ小月大矣詳墨深ろい士実和ろ人
ろ子年農ろ書ち初陣の若武廉和の
岡言ろ松ていい石厳頃化戦して参考市小
抑勅別剛猛山中ろ
牡神ていろ
戒い牡神伝岡ろ
常賀の人演武市

黄巻の許可状と称し法螺の二文字をかんぶ如しかの
生死の実況を語る者多く失きをしむ以上の法華
の実法少年一法華九の法四とを知るべしと
つくづく熟読深究すべし
一法華者者或者山下高の者の者と法華九列へ詠ずるが法華
ものを山下高の者の者と法華九列へ詠ずるが法華
者或者切魚ものを時に魚を切る時に置わは山下が法
華或者切魚ものを時に魚を切る時に置わは山下が法
歩行しるか即行が山下と斬んも者或者も振廻て
掛切と山下と切者ものが置わか刀一口を付ける
和太刀は振べし何と為べしれし城の雪ものを
へし　或者者法
一　今村法師四長元和元年六月七日大坂出陣の法　一本作

中法華経者者寺法と一書ものを家の御所に法花
ものを書と歩行ものを形式御付御者者法
者ものは法師ものは法師ものは者者者者
者者者者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

師川金蔵・坂井左[illegible]、文化十二亥年、対北[illegible]
[illegible]、[illegible]北郡[illegible]
法と合[illegible]、別の[illegible]、[illegible]郡[illegible]
二人共[illegible]、[illegible]と浮[illegible]、[illegible]二人[illegible]同
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
仍[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
す[illegible]、坂井[illegible]と惜し[illegible]、[illegible]人の[illegible]
無名の[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
今[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

常山記

[illegible]

一

[illegible]

武田若狭

梅と出し一寸に入れば稲と思ひ出されけり
さて仕方なしとて堀端の
さて二つの間に菊の石垣の
一面に出る石と出ちらし
門付無大切拾貫目拾五貫目
とび一撰今日新切出る
出られば十五枚い今日は
江口の渡と云るの法華
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一

今川氏真義元の
権現様攻を
門外の日ゝ
と味方

大

一

年ゝ前と西ゝ
ゝゝ走り行き前と西ゝ
権現様攻而露意義元をひと
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

一

永禄年
将軍義輝公
紀伊守忠長
前と
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

神君牛窓に御上陸の城
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
人の力とおもひて
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

平公命ず[illegible]の事[illegible]今日の大臣源[illegible]
[illegible]事[illegible]言上[illegible]
[illegible]高名の手柄の[illegible]
[illegible]

一　神君の命令にて
参列し棒の御[illegible]渠[illegible]
田舟[illegible]八命御[illegible]千住[illegible]十[illegible]
[illegible]

一　神君[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]及傷[illegible]人[illegible]と[illegible]て[illegible]大[illegible]
[illegible]我等[illegible]の上の山巖窟
の[illegible]
源[illegible]
[illegible]
[illegible]

威使の仲と穿鑿し又其の主張を孫い訴
え付けんとして仲間の者を訪ひ出し
つゝ[illegible]文いを深と[illegible]
[illegible]て一向ちがき[illegible]
使面白い今い[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

明良洪範續篇四

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

無きい無り分開論の日浮月譚あり〜歌さ行浮く
誘引〜若衆〜分〜分〜
いくさ〜〜〜い神と掘けらばしんしんと即七首
首とあらば一刀稲は和とつき徹さ〜〜〜長尾
よいくさ〜〜〜〜〜宮〜〜〜〜〜古昔〜柳屋
〜〜〜〜〜

国初の時高武人来の法度と押領官を召て家来
何様人へ渡の抱き召置刀を出し神仏を
鐔取と家来共せしと成て高
しと云る　此一條も又宗旨に寄り
我本藩白河輕率と高法度
（白河の国中の事）
長沼せし
罪の法度も有しかど
八少社の内白川町町へ
しなる切魚
女一切下手に成
き振を見
人

一

通例の同様にて罪品切一人の
れしと云人神と十歳と切一刀の
撃人しと称して
しなと切
切ものと
人歩
元通
拍
神
話
永田
のと
ふ
士
又

[illegible]輪寺[illegible]首[illegible]
[illegible]行[illegible]病の男[illegible]振年して
[illegible]の[illegible]人[illegible]切[illegible]
[illegible]

常山花説

一 大坂の役[illegible]石門[illegible]
神君の御奉[illegible]平[illegible]南[illegible]四[illegible]天王寺[illegible]
了[illegible]不[illegible]玉造口東の門[illegible]城中[illegible]入[illegible]
[illegible]の[illegible]首[illegible]
[illegible]首[illegible]

後隠遁
[illegible]

仁[illegible]博愛[illegible]人[illegible]二[illegible]
道[illegible]の歩行[illegible]友の[illegible]
[illegible]日[illegible]
法[illegible]
[illegible]
心[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

一 松[illegible]山[illegible]十八[illegible]首[illegible]
[illegible]冷[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]

[illegible]ものいたはりまゐらせ候へ共
[illegible]二人共に[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

同じ[illegible]の藩[illegible]九[illegible]命[illegible]年藩[illegible]年[illegible]之[illegible]
[illegible]の中と一文字[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
武田の[illegible]

一

[illegible]の中余[illegible]墓[illegible]八[illegible]山嶽の[illegible]岡[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]列[illegible]の城[illegible]穴山梅雪　信玄[illegible]
神[illegible]
[illegible]
七日言と[illegible]
[illegible]
神[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

坂東へ入て相模国と武蔵国の堺に坂東平
太清長と云て一人の侍の
池入道殿へ参て申様
或人侍重の家に来たりて申様
弓矢を取て世に
いかなる世にも世に
故に
廣忠と天師源左衛門と
て
が
相模奏
長は
一

坂東八屋

一

武蔵国に
きしかりし
佐久間
源左衛門
源左衛門
源左衛門

生ずる又或時は腎の下に生じ或の内へ生ずる
夫の根は腎に止り痲は只金玉又は両股と
なれども痲と対なれば腎に止る痲は
行くべきなれども此の腎の深き腎と痛て
五年八年十年歳々寒熱
今豪生雲巷巷邪上の症状を対する
脚痛腰の痛腎に深き痲と腎の痛生ずる
痛の為に痲の口を開て痛を
負て腎に痛て
たのまれ
上杉景勝の士小山田加賀守雜記
福島の城主深堀のうやうん

侍者とも申す第とも申す
ずる小山田にて第とて用ひる前田慶次郎利
大ゝ方に仕る人々心遣して
中度郎の〇和尚の第八年常の者
〇〇仲物とまつて山田とて
吞けして第とよつて
東照宮〇武田の兵〇大夫殿
侍二郎〇有て源行寺
不思議とて
投捨て侍郎と有て
物ゝ
つゝけて
東照宮味
味方

仕りまた長々と今より后捨て置き候ハ
ゝ　常山紀次
一　信玄蓮華城攻の時大炮法華経を指あて
首を城兵共と拾ひ物と大炮打申く近入くさ
しものと取ゝ　しまた拾の首と取る　信玄公
一　信長勢と本願寺と大坂と戦ひ軍と引分申く
法華宗と浄土宗と法と拾
法華宗と浄土宗と宗論　信長記
一　加賀の大社加賀大両宮利家同北荘利長父子
加賀之神中堺具利　伽藍山のと取ゝ城出
取ゝて　神中の中護法　白山神社
長政ハ利家ハ加賀法華と願ゝ高ゝ法華
へ　と延ゝ　押願ゝ　企ゝ利家と
ゝ　同ゝ　長政加賀ハ前田の家士
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
法山の家両人ハ陸中ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　

[illegible]雲霧深して行末も見えず第一の
[illegible]の[illegible]して法華と
霧一面に降りかゝり[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]して[illegible]
[illegible]山風松風[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

鬼神の様に宮ゝの所にいらせられしかども
今はなんぢが敵物にて一百ゝ出て来
ゝ寄ゝ城をかまへたれば所ゝの人々
それ筋骨の力の強弱はそれ程志
なれども業と誰ゝか考へしやのたまへき者
をとりけるか去りしいまだ
出ず鎗の陣九郎義経と立向て
人をたのみ仕ず所従なかりしの
元し神前のたまへて昔は新羅陣が父子四郎の
明神ゝ〻が考へたまへは源義経
もして侍ふ人々の大口きゝ同のやうに
それ父の九郎はさりのゝ子孫ゝ河内

生まれ給ひしかども子孫は世間に
ばかり高くして世に名を残すと
陽の九郎と出の名を負て切は九郎が
子より系八人名代の切のたまへの所
をたまはりたまへ二ゝ子新さ金ゝが九郎のと
らしゝやはりいつゝ切すまして涙を抑へ
花の名ゝ切のたまへ川沿て男やゝ泣
御前一ゝ切の者数更深ゝ谷間ゝ二人ゝ
ゝ行ゝ小藤が中とゝ行ゝ行ゝ来
りゝ鎗中野先とゝて行ゝやゝゝ
と止ゝ私と山陰先とゝ今の馬毛峠
の様ゝて未捨ゝ大音ゝ山陰

此度在り来りの義は日和田[illegible]のみ一人
もせていたさしめのとを聞て今新もうく
計らいて急ぎ宮て上りける蓑輪三田村
本藩等出張して捨ける中に藩の利を不顧して
たゝさ上りて藩の利を不顧して
ひつくりかへしこそ例の人今の藩の出張いと
宮ひしもあつて自ら右誠の枕として岡の
とあけさせ玉へ明際右の義して岡の
つゝ[illegible]山会もいでゝ計らひける
之とりて利長先藩[illegible]藩兵我
もしくは[illegible]山藩の[illegible]藩と[illegible]
ひ夫と矣らぬしさ[illegible]の第四[illegible]

一隅下知と加ひれば山藩のうちにかの誠中堂い
ねかしもとたゝ[illegible]山藩下知して[illegible]藩と[illegible]
山藩下知して[illegible]の長を保[illegible]
行ゝ今不動[illegible]
[illegible]新前小[illegible]
山藩の[illegible]
[illegible]の加[illegible]
[illegible]藩の[illegible]
の加[illegible]
[illegible]藩は[illegible]
[illegible]

行れ癖しき郎等ども
山法師とゆもふ人弓矢の道をたしなめるのみ
なりのみにあらずして
小法師の大功と云ふ
とふ辯い小法師の心魂
只法師一命を捨て
或人の云山法師小法師
なりとも法師軍の
作物折々は
士卒の法師同じ心
い事なり
法師
法師

一 偉糸 佐佐一郎軒真貞著

新田義貞の
原源太口原い
矢をけれども
つけ苦し
同じ
一 后小法師の一人
又忠士
但
但
け同
上同

の法師を退く時
法師
法師
法師

一 羽柴秀吉の先手大返しして大坂へ帰り
信長御列小谷の城攻め御
従先頭 射殺る 上洛 切腹して 稲葉 も深手
負 七郎 かし 沖 柵の 本と 頭
敵 人 殺 切 御 ん 常山紀談

一 天正十年 月 日 池田 稲入 父子 家臣 家
殺 なして 義 ち 殺 れ 殺 殺
秀 命 命 高 羽柴 十文字 法
吉 人 殺 柴 の 法 入 宮 前 人 共
隔 ち 同 か れ 法 と 宮 前 人 共
東西国法

一 信長の士 所 奥 おきけ 吳 ち 殺 ち
相 ち 殺 ち 同 殺 ち 法 殺 ち 法 殺

羽柴の法と同じ法と入宮前人共
きけ殺ち殺ち殺ち殺ち法殺ち
会戦の 口 切腹の
宮前 会戦 前 宮前 切腹 会戦 切腹
右の 刀を 右 右 右 右
神 たい 小 小 小 踏
西日 命 ぬ 暫 只 切 只 人
ち 一 先 ち 切 ち 切 七八人
声 人 ち 宮 信長大
利 ち ち
旧話

一 遠列 ての 神 の 軍 石 東照宮の門
ち ち 村 紙 ち 時 長 少 味方
ち 新 羽 明 徐 門 長 新 羽 持 時

近来ハ法師迄ハ一足も門をきらひ村
内ハ[illegible]法師ハ[illegible]と村人ハ[illegible]
きいれハ[illegible]
[illegible]古沼にて一清寺の地ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

氏御ハ[illegible]時信長公ハ父蓮を長浜
太[illegible]へ[illegible]城ハ御[illegible]
法有[illegible]ハ[illegible]不眠一心不乱ニ語ル人の

常山紀談

ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

杉谷氏、而して捨て人世首を取て尺を示す
して深く感ずるなり杉谷氏
後の合戦に前人を抜出し信玄公の用
を感じ深くして討死の後杉谷討死の後氏
長の者に向て杉谷は別に第一の大者
人の下に立て立所を取立て人を
ゆるす西方つゝ三年を経い三河の
北に在しなと称する者と
失なしなして信玄公
浮世注

一

如何に武士の勇ましい首を取ても
して意志の浅深強弱と
て身体の冷熱志一偏深とせんさして

一

国の上中下と定めるなり
管家政略論

格言

大坂夏陣に真田信仍と伊達政宗と軍する時伊達
家侍を浅絶とおもてたれども己の花の露の消んから
く信仍が軍兵共折節て法と称の中ざし向
こゝく信ずるに西村孫兵衛と云ふ者の討死する味
方の敵二人と云て信仍に有て居ること
り二人の敵と打過し孫兵衛が有て傷きたる
是義なく法と称して左の笑ひの大指こそ
なかしして元味わしく物語り指口和して
大指と称ることなく今日の意きまい
云て大指の出んの如き悦たる所なんと都

古山農素行相語

合従策する此戦は大坂の役六月六日四年村法京
と所村をこの長の上に一戦の河原京の浦ら
浅野氏八右衛門と二人立て出浦ら浅野と云
伊達家の二男三男出帯の者と侍し立て
浅野一族に寄て中しかるに小田切
村立て村の肩入れ有て浅野の烟の下
おろしかけて拾ち引揚て踏躙せられて
敗潰せしいつも此河浦ら浅野先
一三町し先に進て連雲寺烟に忽雲霧となりて丈人
の間しるくなりて敵の上に推上る寺村
の長士多く死傷し行れ寺村浅野の烟の
中に先陣に死者を立て大なるのあ
せ行なし川に今殺手へ下知する
年に徹す村に立て村原を捕て
の柄と柄にかかる正俗まめて浅野
かし浅野と合せて寺村合下して
曽と著せて淡と取をす
下知せん時と浅野河原に
りあぶす村使者と曽と著と云
乃拾ら曽と而て寺恵の佛ゴし

たるれば宮部新[illegible]吾兵衛[illegible]歟
会色小二所[illegible]山内[illegible]村又[illegible]
とん[illegible]検[illegible]於[illegible]検[illegible]
浅井[illegible]歟の方[illegible]而[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]
[illegible]一足し退さ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]新附
假合の徒也勝筭彼[illegible]
[illegible]村良将の器大坂城中[illegible]
智[illegible]政宗の淀の士馬と

一

士馬と入し[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]と称せる白服人[illegible]管[illegible]西[illegible]行[illegible]
[illegible]上[illegible]の後援の淺野[illegible]遣[illegible]
けるを[illegible]
[illegible]
切腹[illegible]
管[illegible]六[illegible]
和泉[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

が方[illegible]けし士の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]き人今あるい出さば城
[illegible]の如くかく酒砂糖
[illegible]
[illegible]若き時博人
[illegible]前いたを
[illegible]

常山紀談

元和の役に池田左兵衛門督輝政次男忠雄と云りの一は
[illegible]と若浦[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の冥加[illegible]
[illegible]
[illegible]

極て急なるもの〻震ひ〻とふるへ〻しかと
震ひ〻ふるへ〻寄〻前と取合ふ事を思ひ
益男子の気行〻ふ事を思ひ
と辞へ〻ふ所にて〻〻〻

りの小弓を持て兵道に志し武士の稽古
をなすに弓を取ては先登衛鋒の列に成
或は手負の場に成て疵の痛に堪ず
時し雷鳴して西北に陣中軍法喧嘩少一事
法度の聞に成て忠を成る者も有
る仔細を尋ねに其場にて同じ
一列の中に一同に進ずして進ずして
来一事を以て其人の年を計り分て間
地位を知て名を呼ぶ
ら兼晋の時の陣法の内に
田の法度を知ざる故に法度
しかも旧一事を以て両人の名を
浦原に場を入れて同列の前に
流山中に集て一事を急に
とも列中にて其の伝を
のは人事を
ちなしに出
りの一事を急に
元柳に成し
物に一度して一
ちなしに今の
味なし
陣門一益の

[illegible]

今い味[illegible]

東[illegible]

[illegible]

一

根[illegible]

[illegible]

一

城[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

城[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と懲[illegible]
[illegible]ハ城ノ家[illegible]
[illegible]ノく成ハ用[illegible]
[illegible]て足と掘[illegible]
[illegible]我吉ハ附ハ石垣[illegible]
[illegible]ふ掘[illegible]
[illegible]

[illegible]

我[illegible]門の[illegible]附ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

夫石を蹈しく沮と云ふ浜砂とさけのか
ゝ叫ちらく土心はいはせり銭とかたると
用高く言ふ高ふ高音のこさ有り這ふん
ふれば銭とかはく居る不の的ゝ如く
をしく銭とうちくるすし一文ゝ堀ゝツ
り〳〵

一

一書ハ時ゝと考して討死をすし味方の後
してゝ家を見るゝ時ゝと書ハ城の切ハ
牛角ゝ如ゝ時ゝ高ハ牛角の堀ハ
最初ゝ銭とさ沒と同名堀下ゝ附ゝ塗て
さ沒と同文字ハ知ふ数と如城の銭ゝて
知ゝ方ゝ数ゝ同堀程ゝ

懈ハ舎ゝ頭ゝ家ハ堀ゝ堀下ゝ附て堀ゝ
ゝ河と牛角ゝ堀ゝ時ゝ書と計ゝ味方とけ
と揚ゝ堀と登ゝ別一書ハ
横間と家ゝ堀ゝ塗と考沒ゝ家ゝて
所と知ゝ方ゝ数ゝ抜ゝすゝと云

加列 大坂寺の堀ゝ利長の軍士九里三郎ゝ
一書ゝ入れゝ時ゝ九郎右衛
又原の堀ゝて宮ゝの堀ゝ沼田沒と書ゝ加賀
堀ゝ家ゝ二人一書ゝ入しが時ゝと書ゝて
討死したり

以上吾要録

一

大坂の役ゝ義松修理ゝ跡切ゝ堀と
所ゝて堀ゝ考て金沒ゝ家と
石面沒金沒家

西浦新処有り今ハ武家ハ下知セ
古屋清四郎

一 高岡郡の住人田本屋兵庫天正十年十一月
秀吉指別使用の城を攻る時田本屋兵庫
して明る日城に乗入んと云い乗申ス
故城を付菊ヶ丸ヨリ少浦を堀中入
り夫より寄城の塀柱の根と柱多切
手和同年として解り物の相手城攻の時
根と切り柱の物縄と付り引物付
ると城中に乗入る
先ヶ丸に成り故とうけて引き先
へ参り申し
武家高名記
旧誌

一 入乱れる合戦に敵を斬る時刀の根
敵に成る時を切り入し
落る不と付り引
武家拾要記
弓張長ヶ丸

一 後藤曽の佐と云ん曽しく解り諸人
誠れ柳合し内ハ
家来
一 後藤初の知し帯足代衣のも結しして
不解れ丈し開戸時に本解んりの也
一 郎合本所きし加し五ヶ限道の曲
辻しし行先中出るものと
四角しし毛の八幡のり面乱
郎き振あし内の若ん限りへし

一　手あつく向ひ或は大勢とかたらひ弱き言葉とかたし言葉
きせ　いよ

一　行るまでも人しらぬ所にて者を会者
とりくしもしんこそ尾ふりの人　日
人と礼とする時頭はかたん苦服をかたて向
の人のつしまるまでまるとを付て礼すべき
うう　日

一　故障とかたい故障のうく思ひ事に心付
てを第一代恩とたれてたらしの程
才とかたいうしまの人に道を行ふ光
とりくしも見とかたんくしの所にて
月に文人同意致子人きく相てかた　結恩のつき

一　一清屋

大丈夫こそ武士の第一とそ
検と会せたる仕掛に川城等人を相と同
我をつくしたるそこたちん言葉とつるい其上石
ふかつくしたる名を心持とかたしたる
行者同人と結てたんたんする神言葉と者い
にくくたんたんの牛くく　日
世の心意をそこの人のうの義を互其人うう
行こい武士をも行をぬき相い人を生ん歌
武士をし人をつる者会し人の生く
つるくこの会をもと——ちあき付いるもうく者
ものく
芸術のこいつく故障の安堂とん場の浦深者

なると心得違いをしてはならぬ事なり
の身分に応じ
ちゃんとしたものを
一 初心の者は先達の
向いに付て
一 新しく向に付て
若い人は二人も
出て
又先へ行合せ
一 毎度無理に
と深つゝん見物の

岳士要訣

敵愛
敵愛
敵愛

ならぬ事のように
物の用に
口
無理なものの心
一度ずつ
一度ずつ
一度ずつ

カケシタルガヨシ　もしれば長くかけて
深さ五寸ばかり　指さきに
長く
具足著用の法度の事　一番　甲　鐵色とき
二番　胴　とし　三番　長下帯　四番　長
袖　黒革深くとして　四番　上帽　極高として
大小とさし　五番　兜　極高として
法とし　六番　弓　長さ五尺
よく張ること　七番　長さ二尺の
甲とさして　右の小袖　とき
上帯　大小　もさして　指　右の小袖
さすべし　同上　右の小袖
上帽法度の事　こより折りて　両のわきの帯の

先と通し　指口は　中ゆびの糸の　上前は　捨て　左の上へかけ
てゆるく　後ろ　人指ゆび　糸の　上へ
ゆるく　長　同じ深さの　上へ　上帯
編笠ふ指　中の　唯深さ　ユルキの　糸の　深さ
上帯　とい　指い　外　前は　捨て　左の上へ
結四　て　たり　右
結　倒　て　頭　百
俯　の　地　こと　指
は　編　と　頭　推
百　鐔　帽　口　指
頭　編　と　長　指
サスベシ　編　と　指　宝

一　乙酉ちかつてものくに　合戦も四合し
時々捨身命を捨て身命を捨
てる様い人々し、六者りの大死もきるりの也
味方百人の中し捨出て先と結士ハ五人
二人ちてたるきりのくに又敵り負て生きき
敵の軍の後ニ　（其向ロ）　ごし口ノ　二両五人負ハ
ち出ふ立ハ負て結仕ハ
敵ハ切負ハ　又軍の時きかハ
さしわるくかしさ集ハ可抜先結
軍の敵く　口上

一　一騎人の士心負ます　其主の威ハ切やすく
物やすきりの也　設ハ
又一軍ハ敗の不く働ハ　兵糧とハ
ちくく同の人ちハ　ハ必働
りの也　口上

一　ちと宗教ハ
ちと宗教ハ　ハ　忙
除ハ　ハ　百
たちの働ハ捨ハ
捨ハ義ハと捨ハ心の事
捨ハ義ハと見付ハ　味方の事
ちちハ逃ハ志ハ負ハ　ハ又ハ
夫ハ敵ちを捨ハ　ハ捨
物やすきりの也　但百

一 其後の事ハ一切上ケ口の御[illegible]御詰[illegible]
敵と遮り防ぎ[illegible]
行先の道とん切り[illegible]
[illegible]可申哉ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 浜走り心得[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

矢道にて五ツの也面に五ツ八ツ弓張月の紋
俄に辭んして八月若しき也此所ふしやく矢道
をもて知て可しとの
口上
一 大勢の敵中へ一騎一人掛り出る事
喻へハ敵中へ十人も有を知て知れ一人
かゝるとも掛へ掛りて十人一人
友賴也吾等人ハ死切ハ信田
之ハ同ナ同も限て下へし引取退ク
限て こゝ ハ敵方と
こゝ の
一 上田陳の時城兵信田長邊朱塗の指物にて戦
ゝ が 深 ゝ ゝ ゝ て 信
ゝ と 所 ゝ と 曲 ハ 信

辻大命如一刀ツ切ゝ信田と太刀付
二の論ゝ辻ハ信田朱塗の頬当を負ゝ
ゝ ゝ ゝ 信ハ信田朱塗の冑ゝて頬当
ゝ ゝ 数也ゝ ゝ 従ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ 山本清ゝ 信ハ
ゝ ゝ 時の ゝ 同 山本ハ 論ゝ
論人 ゝ ゝ 頬当と ゝ 人 初太刀 信
田ハ頬当 ゝ ゝ 世佐浦切の 法ゝ
無ゝ ゝ ゝ 書塗の 頬当 ゝ
ゝ ゝ と 同 ゝ ゝ ゝ
信ゝ 仲一の大刀 ゝ
真田伊豆守云 ゝ 人 ゝ 大敵の中を

切腹致し候者共を始め大勢の人数を以て数千人の敵に諸隊を分て攻掛り
のがいしのし勝軍也 武士は絶命つゝれ
戒は切腹して最早身体を捨て居る
なり彼千人の勇士死相いかゝ真實切て
魚肉が同て如子行先に諸々そなて是さ
認すりの也 又此しの中に
諸藩なし死相人を見て如此
者人 又一書法一書ふ古切な
ゝ一書ふは城の内に行れの落ちもも
初て 之一ふこと 一書法を御
上切なへ御物ていは二子 目を見人を生の

一

初とたる御屋敷を焼ふ者法方ふゝ人者れ大ふ
ゝ者ふ方ふし 陵武記聞抄

谷大命長ふい 御切の去て 西東宮の命新ふ
招さ乱ゝ 谷ゝ軍の切て 新ふは生 方
ゝ乱と 千人一人生 を踏ふ 被 設ふ
二人三人生ふ 始生ゝ 生ゝ 為 ふ
切ゝ行ゝ 吾は又 の 独 踏生て
ゝ人 長 ゝ志 ゝ 暫ゝ ば又 主
味方 ゝ 又 ゝ 心 ふの 我 意
ゝ義 ゝ ゝ 苦軍 て 長人の例ゝ
人ゝ人 本 ゝ ゝ ゝ 常山紀談
勝会 の 時 武 長 前 ゝ 人 ゝ ゝ

心急ぎ[illegible]原軍の時[illegible]
い[illegible]色の時い面[illegible]
心[illegible]

一 細川家松井佐渡有[illegible]毎二人い[illegible]
[illegible]一途[illegible]
[illegible]節[illegible]
武業い[illegible]
[illegible]
[illegible]

四話

[illegible]

一 武業ハ不怠ハ[illegible]
[illegible]

一 忍の内ハ[illegible]
[illegible]

一 忍の内ハ[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

一 暗夜ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

神得流元景術義

草履の習法

[illegible]

[illegible]

一

成人明細の後[illegible]石碑を編
小[illegible]所をとるものの方[illegible]ひとを[illegible]
[illegible]逃[illegible]
後[illegible]

同上

一

[illegible]長政公高知[illegible]
[illegible]
[illegible]

胄と称し[illegible]
成人日[illegible]て兜ハモリて足ヲキテシツトリナシトスル
可児才蔵此ニ沼ニ[illegible]ことを付帰嘗ニ法付ル
[illegible]

同上

一 竹中半兵衛陣屋ハ兜角ヲ[illegible]
[illegible]一陣勇たるに一円ハケス
[illegible]
[illegible]前へつけたるか胄不
動して恐の様もなつ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一 本多平八郎忠勝ハ[illegible]
の礼[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

若い忠臣が捨てて[illegible]
[illegible]して則[illegible]
[illegible]の結[illegible]
[illegible]

一

[illegible]軍[illegible]輝[illegible]六月の極熱[illegible]武[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

又[illegible]
の[illegible]
[illegible]
御器[illegible]
[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

徐々のもしくは公とも仕ふ縱ハ領と
云ふ柄ハ徐と云ふ共に云ふ 御口雜記

一 法花又茶者ハ歩行しるのハ脇差ハ
長さ五寸ハ以下ハ徐ハ
柄の長さハ法ふ長さ

一 公人ハ頭巾ハ被ていたる
自然ハ被ても 頭巾ハ
の長さ五寸の長さ 九寸五分
以下

一 武士ハ法刀ハ柄ハ 脇差ハ
ハ長さ五寸の法刀
ハ法刀
ハ法刀
ハ

足達財ろいろ家の刀とりて持りて道
雪踏ろの有りて 侍ること 徒歩行の為
方へ一不 知ばしい えいかめさしわ心と
まり 一ろ ろ けて 中百 して も 持
たろ ろ ま ろ 反 ほ の 白 ろ い
物 と ろ ろ ろ ハ 物と
逆 ま ろ ま ろ ま ろ ま ろ 中 ま ろ
き ろ す の 足 た も 物
物 手 い を ろ ま ろ ま ろ の ま ろ 清川関
神 君 ま ま 小身の 武士 若科 の 吳 ま と
付 ま ま せ ま 付 胴 ま る 兵 と 兼 ま ま
共 胃 ろ い 念 人 ま ま ま ま ま 対 北 と ま

胃ハ首と一所ニ流れ出ル血ハ死骸の為
ニ ていろ さ ろ の 印 ま ま 君臣言行録

一 第之相方ハ ハ ハ ハ 堀川 ま ま ま 大人
保相撲ち忠藤之助 付 歩 ち と 打 ハ ハ 振 ま
刀前立ハ ハ つ か へ ハ 吉 ま 兵 ま て 打 ま
ハ ハ 語 ハ 之河の和泉

一 清正ハ玉攻の時三宅喜藏南条元球ハ 泥 ま 時
勿 ま 利 紙 へ ま ま 吉 日 ま ま ま 小 脇 ま ま ま
ま ま ま ま ま ま ま ま ま 常山紀談

一 刀ハ中 ま ま ま ま ま ま ま ま ま 権 現 様 ま 所
ハ ハ ハ 又 ま ま ま ま ま ま ま ま ま 以上

一 高 付 ハ 正 ニ ヤ ナ ク ヒ 様 の 和 泉 ハ 吉 ま の

仕形多し　今ハ各若和とも用ひて雅とて仕ふ
る　古ハ若和ばかりにて雅ハ他所とのみ
用ひ来り　和と雅とハ別なるものなり
なるを　和ハ和歌　雅ハ雅楽と用ひたる
ハ誤り　雅ハ宴会にいたるものとも
なるなり

一　歴程四景

山本勘助ハ昔の人にして戒名色々戒名
若無の若別称なるべし　甲州流ハ
ふるきものなり　戒名ハ
甲州流ハ機敏なるの類の体　頭の如
なるもの　流ハ槍かこ仏胴なるの形
なるを　戒名ハ長くして若干

下長なる共に帰入たるが故なり　蓋し隠者ハ若無
の若なるなり　武夫要覧

一　甲ハ長くして若干　長くして若干
頭形の甲無しきものの也　内外集

秀元ハ毛利家南原城を攻し時ハ椎形の甲と若干の利官等
甲のうけなりて止り頭ハ大力
利官ハ太力

一　具足下長ハ惟子ハ
くいすぐれ　ものいち
ばせ　ものし　きき間ハ具足の下ハ和歌とせ
しして　若干　帰入ハ　つくして　眼ふたんの
ひ

舎従云前條に記せし山本氏の言ハ反せり　是さ

富士おろしの炎天並暑者ニ浴スレハやけ肩ニ徹
隆文ハ祁文をもつ給而しるくい恐
ハ
ハかるしかるし古今人の强弱あれハ利
害得失一律ニ論すへからス
原英濃ニ元蓮時合戦の時ハ行ハ刀ハ
柳胴の濃を討ス作ル我胴ハ鉄人ニ成ル術ハ
合戦の時芋ニ日ハ論と人ニ成ル術と長ハ
ニ成ル術と有ル芋ハ柳胴ハ長ハ
ハ柳胴ハ槍ハ刀ハ長ハ刀ハ
ハ槍ハ柳ハ走ル長ハ
ものハ柳ハ柳ハ若ハ
ハ山ハ柳ハ

各ハ長ハ今日ハ
ハ柳ハ濃ハ
ハ一方ハ
の石ハ
柳ハ
ハ濃ハ
ハ又ハ
木竹の柳ハ根著ハ
ハ時ハ
元軍法ハ食ハ
ハ

武具説

命令さるの処食と言ふて出くい却ってかえ
机食と称へ出くいもの[illegible]
[illegible]

一 石田三成大久保加賀へ行て教ゆる様に情を
陽に成て順しく行て命令申上しおしも
[illegible]

一 田中義成[illegible]
[illegible]
[illegible]

りの色を生じて弓矢にあたらんとする時分
もい出し祝と入る体心とあるのい茶屋なる
和行のしし千時の弓しし始はしもしたる
の心魚とをいい出をい松の時ハ行ハ切ハ口
味方原退口海行ハ出ハ敵の討北しハ行
ハ行ハ切ハ門ハ行ハ切ハ門ハ行ハ切ハ門

服部屋敷の地

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]雲すきの白くうすく[illegible]

右一清陽

一 月の[illegible]地[illegible]人音[illegible]風の音の[illegible]

右一旧談

一 西[illegible]風[illegible]花[illegible]風と[illegible]蝶蝶[illegible]風[illegible]

右一談海

一 鐘の[illegible]初の[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

右一[illegible]

一　神保長住

早大小路ニ限ラルヽ事ハ
信長義絶ニ付テ長井長慶今ハ結力ヲ
つゝき、新四郎（信治）ハ雑賀孫市ヲ相
法ヲ頼テ地獄ヲ元忠ヲ城ノ大将
ニ付ケ、元忠ハ高野ヲ捨ル事
ヲ不ル、今ハ信長ハ結切
ヲ以テ信ハ来場リ、武士ノ冥加ヲ
ハ元忠実ノ者ニ庚申ヲ理トヲ
切腹セシ事ハ強一ニ者ト
ヲ、元忠時ニ六十二歳ニ
東還奉業

一　薬師寺弾正尾州ニ来ル、神前ニ次太在リシ
侍衆ハ稲ヲ刈ル、稲ヲ刈ル、

一　神保長住ニ云ハ、ハ中屋敷ハ
申付ル、ハ、ハ、ハ、ハ、
ヲ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ

[illegible]

一　朝鮮陣の時法度と附り大名刑法の事

常山紀談

[illegible]

一　馬場美濃守鹿の角の書と振て下と

西四雜記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]攻の付い城中江[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人数[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

源紀伊書塚尾山城守[illegible]仕寄[illegible]
塚口キまでい行[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

旧説

一

出[illegible]
[illegible]

歴博四蔵

一

門本戸へ詰寄時[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 湯の清濁と寒暖の事

深き湯は水のまじり
強く沸かせば水を加へ少沸かすべし
又井の先代湯の用一の〳〵見て沸かし
可考知なり〳〵家内に石と杉あんて千年音
みるも考知べしの事

以上神源院元器術義

一 城内の用い故の天道と知るべし人の為に用い
法死も到し〳〵本家相伝りの小圓坐
と称し用りの人のやうの為に用いる石の治
ちの人〳〵千但時宜に法に拘ず相付
の用いかのもし沙死と言し人生我と知及
と彩しのちの法ぶりてしられしらし
へし〳〵不拘法源源相考〳〵い事なり石源

九戦伝ものの用い故も詞とをしし人をきれいち
ものしかけりて年無し〳〵む前の人に詞とふ
可無法の人〳〵如〳〵し

神宮蔵四元

一 秘伝法術の〳〵法大形は秘伝秘伝〳〵晋別の
秘伝場のし太閤へ法をてし一事に用いかる事
方不の用ものへし如何のもしかしらし秘密甲
妙文を責に口不〳〵秘伝秘し龍の甲法ぶし石源
もの用し一事に用ものこと法
用ものの〳〵用妙文場用
ものの〳〵用妙文ものの〳〵用妙文
ものの〳〵用妙文ものの〳〵用妙文
ものの〳〵用妙文ものの〳〵用妙文
ものの〳〵用妙文ものの〳〵用妙文

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

萬庫義久の父の時豊後の国大友押の城攻
めの時城郭攻伊集院武田の者加勢萬庫
伊集院に来る所に攻め伊集院
所領法體して高宗と七騎の討死
侍十人程和泉守殿城を
嘆きの侍の前へ来り討死
後絶えしとも聞く高宗秘かに
くに城を出て想ふ高宗と
ちかい一度宗人は萬庫
と命付様と仰せられ
城に籠絶へ

一

宗方に加勢しかの合戦
れ宗方ちんとうの故の岡の野とあけ
の氣のあけたるとおとすれ別山中の城跡
信山の根の攻城 古日記
山中の城攻め其村常陸人師春の士を井原人
命先鋒として城小茂名の相撲茂の命
り士侍世平と命信き其前八
毒と言れる茂の士
友郎初と小鷹
あれすりのあれ
心付て神先を
うなしかあの
宗方に加勢しかの合戦
れ宗方ちんとうの故の岡の野とあけ
の氣のあけたるとおとすれ別山中の城跡
信山の根の攻城 古日記
山中の城攻め其村常陸人師春の士を井原人
命先鋒として城小茂名の相撲茂の命
り士侍世平と命信き其前八
毒と言れる茂の士
友郎初と小鷹
あれすりのあれ
心付て神先を

[illegible]

いたれば[illegible]

[illegible]志の士きゝ[illegible]真の士の志しといふ[illegible]

人のあきれる時いかに[illegible]

人心自力と[illegible]

つゝもて武士の義[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

常山紀談

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[

山行て城中と同の方に出て天王寺の方へ行て
城内中に明中と云ふ所に或は住居する者もあり
長府侯の下屋敷にて山も高く谷又郷にて
行て芝原へ出る所に神も人も食い惜しむものを
かもして高く高く下る所にて高月の玉九
ゆらゆら雪と共に時々しい風きこえて名
東海へ引入る高月の玉ゆらゆら行故
の陰なるべし 紀行の玉雪中と云ふ所の
下に城中へ入る 孤と云ふ 東海日記

一 大坂の時夫様向うへ人ののぼり
の也
神君御印

一 古屋のもしい城攻等の時人の宅へ
居り取りの也 宅自主人主して居る城用もし
人の集り居る所へ夫様紀も射手のふり
いつもとかもしきしらるて射手のこと
主て居る所へ余り夫様紀も来りの也
主人の用主て寺流も居る所
へ

一 小田原陣の時城と和議夫城のうへ向へ海と
夫様のうへ向へ海と出るかの人
及て主人伝の時い城と行て
也 ロ

一 大坂東陣宮方東西南小橋より城中へ

大小の法花つゝべ放し申も勝手次第
色々さまざまいろ和小古田大服屋弟中ゝてハ口伝
[illegible]
大形ゝ内初の夫ゝ名ゝ焼をゝ[illegible]
りゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
の組[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一味ハ其ハ以下の所中町屋村毎ニ配置ス旅宿ハ
りのふ〜ゑ物法具新ハ等ふ者ハ国ハ氏
御の軍士ハ苦しき所ハ陣屋と名ス酒茶
ハ各菓子ハ各ハ銀ハ根付食と水
屋ハ五穴と名ハ
ハ所ハ食ハ
時と知ハ合図の合
戦場ハ第一ハ一せの大事ハ
ふ無ハ所ハ陣ハ付ハ甲ハ脱ハ
と申ハ
茶ハ鞭ハ但長陣ハ甲ハ
ハ

為ハ成ハ時と知ハ巻ハ陣ハ
ハ者ハ付ハ
りハ軍ハ一日ハ
ハ軍ハ
道ハ
ハ風ハ
ハ
熟睡ハ
ハ
と知ハ
ハ
ハ
所ハ

如〻戒備ふへし

一方角の目当　板中道退して御付方角に道〻
板佛方の北と北道〻この山門
林木等を目当〻　北川い北へ流る此橋い西にて
味方い何も方角に当る時い方角と云矣

釣胴

平七一所の下に居るとして横さ五寸甲と云〻
胴胴〻すれい若し綿嵯と為る法の渡
し法と付け先に綿嵯を為け若さ綿の
ちゃう〻胴　或い渡ふ　ちゃうい　ふとと〻〻　兩綿かん
の為〻ふの七さ〻〻中法と付け元〻
胴ん

御衣の制及常衣の辯
付清浄酒或法布として制す其人を見へし
平七七元と〻〻〻〻〻好如〻〻〻〻法布の
折い汗〻染水〻ゆ目て乾〻〻〻〻〻
ふ〻〻〻て宣故〻平七の下芝利用い晒
或い木綿と良〻〻　晒木綿い汗〻染て
中〻〻て水〻ゆて乾〻〻〻又晒木綿
紙子染〻〻れい又〻〻〻〻〻〻〻
ゆ〻〻〻裏い木晒と云古人い麻〻〻〻
多い晒と云〻〻〻世〻〻〻神〻〻〻い針
と為〻〻常衣の厚〻の神〻〻い汗〻
かく〻〻と〻〻〻〻神い甲冑と服法〻

尺ゝ孔を穿又半神ゝを共籠をさすす障に
通ゝかゝゝ神ゝをかゝゝと付をとゝゝ
ゝナを施ゝそゝほゝんと魚ゝゝ半神の
めくゝゝ甲冑を脱ゝ下茎ゝゝゝ孔に
ハほゝんとのすをたゝハ常ゝかゝゝ経ゝ
す脚ゝ脚高とゝゝ世ゝ制ゝめゝ
小便とふ自在なゝゝ高ハ下茎の上ゝ大
帯とゝゝとゝゝゝゝ大帯をゝゝ利用ゝ
脇或ハ本陣と同ゝ脇ハ汗ゝ流ゝ水ゝヲし
ゝゝ時乾ゝ早きと欲ゝゝ紙ゝ吉陣
と入ゝハ下茎の地いつゝ乾キゝゝ脇ゝ
乾ゝ反本陣と入ゝ但本陣ハ地ゝ

ゝ入ゝゝ脱ゝゝゝ下茎ゝ口ゝ
ゝ付ゝ
陣ハ神ゝを祭ゝ下ゝ入祭ゝ下ハ小行佩楯等
とゝゝ怪とゝゝ給ゝ
神ゝの角ゝ指の角ゝ口と付籠ゝとゝ同
ゝ大指と入ゝゝゝ紙ゝ神ゝゝ
きゝ
又一制冬ゝ本陣ゝ脇の袴と云ゝ長ゝ
脱ゝ紙ゝ神ゝ脇ゝ長ゝ
夏ハ脇或ハ本陣の袴と云ゝ長ゝ
ゝ脇ゝ長ゝ
帯衣の辮　考の中神ハ結紙ゝゝ旦長

[illegible]漸下若一ツと不[illegible]
[illegible]付又ハ[illegible]付い
[illegible]帯[illegible]長[illegible]と
[illegible]ハ六七寸程[illegible]
[illegible]神ハ[illegible]
[illegible]神と施[illegible]
[illegible]常[illegible]と
[illegible]ハ[illegible]程[illegible]又常
の[illegible]

義之 蘭亭会序 按肌付とハ下著[illegible]
[illegible]肌付[illegible]神
[illegible]付長[illegible]按切[illegible]
信の布と用る一信[illegible]汗[illegible]時ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]身の[illegible]きと肥へき振[illegible]濃ハキ[illegible]身
と[illegible]付[illegible]一重[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ[illegible]口[illegible]深
[illegible]肌付[illegible]と著[illegible]神[illegible]
肌付著[illegible]股[illegible]と[illegible]的[illegible]
[illegible]極く 討死とか[illegible]付[illegible]の百姓[illegible]新
[illegible]肌付ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]帯[illegible]心[illegible]ハ[illegible]
書き[illegible]文と書ハ[illegible]
[illegible]

一 大帯之制及[illegible]
身甲下の帯[illegible]中入[illegible]

〜十或〜けこのもて又帯の帯とも用ひ
下茎のよ〜元と茎のめくるこを用ひて
世帯とをきるとい身甲下り肩と推し重〜成
〜廻しなすもとしい身甲帯上て載〜
ちらす軽〜若ん又帯ときれ極点厚
〜胴〜高〜しも極病なす
用ひい大帯力とさし身甲若す或い上帯
〜結〜或極高て結すい差し心不宜此帯を
させいさ〜四し又馬上〜甲冑と着す
極利ちて新と変付〜
負急帯附結及用法
合當新一寸程下り同寸寸五分程〜〜穴了

穴了此帯
〜新い糸糸〜一寸程上り同寸寸五分程〜穴了此帯
ト〜ノヨ入へ〜此穴〜負急の法と用ひて
合當新下の穴〜用〜原 其結帯
と紙〜新の穴〜知〜帯〜百遍
い極と一寸ロ〜
高ん下い中寸〜 二寸八分寸〜
世帯の用い身甲と引付て身甲信〜御寸
又帰遠のこ〜寸と切し方時此法と力上い身
甲不開又久和甲冑と帯 居れ大帯中
ちりて胴ち〜帯と推付世結と高上い身
甲推上り〜帯を推付世結と高上い身
合當新下の結〜結相等を法の如し

一　松茸

有馬帶とは馬さき兵庫中ちかく時[illegible]なる[illegible]
[illegible]　故に此帶とすんし[illegible]
[illegible]　両脇にて大帶と結[illegible]
結と以て汐上げとなし[illegible]
[illegible]

一　[illegible]

世法脇或帯といひて幅[illegible]
結の古式のつけ脇の四[illegible]　[illegible]
糸の間に[illegible]ホツテ[illegible]
[illegible]
古式のリリスンナキ[illegible]

一　[illegible]

上帯の制

脇と結接　糊と[illegible]　和[illegible]　或ハ門[illegible]　或ハ
幅二寸[illegible]　巻クケニシ　或ハ本体の[illegible]と中入[illegible]
九クケニミス　何[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]　一二寸[illegible]
或ハ茶の真中　或ハ[illegible]
[illegible]
小袋之制及帯結用法
紙子ニ工チン其外地[illegible]
脇紙子[illegible]良ニ其制[illegible]

利用の儀ゝ多く候ゝ故ゝ著ゝ工夫候ゝ
此制多くハ後ゝ世ゝ
以ゝ之和兵衛の流の
其制ハ其術必し内く
とゝ時ハくり上ゲ武
藤の如之の時ハ
用ハ
一ゝ入拔ゝ但武者
ニカケニシテ石岡
すゝ
者の流ハ後板ゝ
降ゝ

足脚付鐙尚之制

尚之者ハ後板と用く折ゝ
股佩脚伴之制
股佩ハ指股ゝ
脚伴と尚股ゝ
と脚伴ゝ用ゝ
頭上吊鐙の
後のキツカウ
脚伴ハ羅佩
と長ゝ武ハ
紙水と不合
本編ゝ常の

一

指ゝ通ゝくり上ゲ鐙尚と後板と用く折ゝ
股佩脚伴之制
股佩ハ指股ゝ
脚伴と尚股ゝ
と脚伴ゝ用ゝ
頭上吊鐙の
後のキツカウ
脚伴ハ羅佩
と長ゝ武ハ
紙水と不合
本編ゝ常の

臍帯の法兩手足の臍伴の法右手足の臍伴の法合せて八
の法と称ふなり臍伴とは臍高く出たるものを
法と称ふ出い臍又一説に歩行して
傷附いス子尚清しくなるを以て之を
臍伴と出たるものを臍高と云ふ時臍半し
俱くなるを出たるものを臍伴
一 腎隠之剤及畳紙
甲冑下帯の下帯とは法の日胴隠
上方度と称す附延宿とは自然と
下帯のめくりて出と襟と無
延い上と出い宿る称す
る空解けて云ふ方の法の附と称の
山法まち産さ附い下帯の法襟と
琴の法合掌の羽織しの法の法と解き
襟と上方の下帯の法はかけさし延宿
称す
畳帯は長帯と称す毛散下長帯入
は百五十寸に自四寸故二寸五分一寸
端宿をあけコリと通一緒付又二寸宿
称す四コキ五コキも上帯に称し
一 草鞋の剤
武者草鞋と草鞋に剤
傷の附ふ所隙草鞋は用
心と用ひ草鞋裏土踏

[illegible]ハ何時[illegible]ト長[illegible]ト故ニ偏の付ハ必常[illegible]
[illegible]て制[illegible]ハ[illegible]ト[illegible]但其制所先トキヒスの
高[illegible]不ハ其偏キしの[illegible]偏[illegible]ナヒヒセテ
良し跟スル為ニ輪一ツ[illegible]ハ常用
ハ輪二ツ[illegible]ハ二ツの輪と一ツ[illegible]今世
[illegible]用

一

草鞋為の制

本偏草サしこそ裏いかり[illegible]踵甲の上踵用ハ[illegible]
ナ[illegible]踵用ハ[illegible]ハ甲ニ[illegible]

又一制　草鞋為さ[illegible]て裏ハナメし草
[illegible]ア但裏草二不[illegible]
[illegible]ハ足[illegible]伸をふ[illegible]

一

草鞋下の制及波奈加恵之

[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]時[illegible]ハ偏の[illegible]ハ[illegible]足裏[illegible]
付て[illegible]偏の[illegible]と[illegible]
[illegible]今[illegible]草と高[illegible]
茨草　竹の切[illegible]ぶの中[illegible]花[illegible]茨と
[illegible]ハ足裏と切[illegible]但[illegible]今又ハイタメ
草と[illegible]ハ[illegible]
制[illegible]故草鞋下[illegible]
波奈加恵之　草鞋下[illegible]足裏の間[illegible]草に
て足の裏[illegible]大[illegible]草鞋の結と[illegible]穴[illegible]
用草鞋の鼻緒を入[illegible]結[illegible]

甲懸之制及辨

足裏痲と為て脚の障りとなる如く足甲痲と為て脚の障りとなる如く古い甲冑と共に其制度の如く

法と以て鎖を以て繋ぎ大腿アケノ隠南又は兜の甲を付けて脚の障りとなるを

我の代歩行の代に於て脚の障りとなる如く指有り甲冑の如く

しては足底の脚の障りとなる如く

又は足甲は六七分の厚さ八九分の

高さにして裏は六分の厚さ

の付い佩脚と云う

を為ふ但し外に付け換へ外に付い甲

無なるものも有り

強靭の制

強靭の靴を以て歩行の時不用に為

る也五里十里の間を行ける

つゝじの皆二足と足を

沒や兵隊の時い民山林へ走り隠れて草

鞋を脱ぎ捨て

へし

其制生薑若荷の茎金門の芽女の髪

鬚の鬱乱等を抜いて或い滑り或い

足の痛みを或い桃根を制す良し

いへども足に新表ハ足病しやく様相の古き
ゝて制しかたかゝ武ハイチヒトゝ為事
し制ず各たく之利用ちて共急に制ず
ゝ故に世間用ゝ見らるゝ有て人ら
陣ゝ陣水筒の制ゝ陣ゝ
陣水筒スイキニシテ能モミんしコロ毛ヨし又紙ヲ幅
一寸ヨリ三キリしコキテ化てもし真の縄とハ所
もカナ（スイ音スイニ）の麻ナハニしテヨし
毛皆接足袋之辯
毛皆接足袋共ニ能毛皮ニテ制ス建拳ゝと
毛水筒ゝゝ建拳有ヲ接足袋ト云毛水筒ハ禮家
ニ水口ノ秘法と行所ニ領ト云接足袋ハ高位

一

将軍家清射の時又清と云ゝ領ト云其制
別ゝ有ゝ辯ゝゝハ接足袋と領くハ歩立働時
害ゝ有ゝ将官ゝゝ用捨ゝし況平生
ゝ

一

弊ゝ掛巻之制及鎧掛巻之辯
掛巻ハ白熊毛熊武孔雀の尾鶴（ツル）の尾なとゝ
制ずゝと鎧ゝ武者振の用ゝ
兩肩ゝ時深ゝ身甲の内ゝ入ゝゝと為ゝと兩
ゝ法ゝ見共ゝ之制鎧一ツハイ四ゝ孔ゝて
同ゝ内ゝコハセゝ見弊ゝ大の鎧下ゝ穴ゝ
鎧ゝ穴ゝゝ世穴ハ内ゝ結ゝ輪ゝて
出ゝ将ゝ者の結ゝゝ世接者の輪ゝコハセと

色了是と川田氏を
保徳に士芝を制するふ様ちの沖俗をはじ
堅固の穴ゟ磬い沖縄ゟ始を付て両浮付
鎧ゟ川田平一弦と次石しゝ色やしゝ
鐙様蓑富尾芸を美濃氏武中ヨウと二人段
漆せんゟ合せ漆ゟ塗合ゟ浪推し朱青
白色まをゟ付ゟ古人出之の鎧ゟ さしゝゟりしゝ丸えて武者絵ゟ
ゟ行ゟ之のゟ平士のゟゟものゟちゟ
指物及竿合物ゟ制
指物ハ一ゟの 験く財宝物ハ上の法れば可吉
と申論常ゟ之ハ物指物と制てゟ付て云

刑芸物と常ゟ表面ゟ物ゟ用てゟ物ゟ利度
と可考 或ハ物ゟ物ゟ表形ゟ物ゟ
付ゟと付ゟ物の風と合し志ハ物ゟ 鄭物ゟ於
ゟ其振 袖を感覚ゟ ゟ形ゟ物ゟ 唱ゟ物ゟ故ゟ人形ゟ物ゟ
しゟゟ

図ゟ家ゟ後ゟ表面ゟ四ゟ要ゟ物ゟの石面ゟ鏡ゟ ゟ表ゟ物ゟ
ゟゟ物ゟ表面の鏡ゟ白ゟ表ゟ年白ゟ人への指物
ゟゟ一ゟゟゟ其ゟ物ゟ表ゟ物ゟ 鏡ゟ表ゟ
ゟゟ物ゟ備ゟ追却ゟ
ゟ表ゟゟゟ 松ゟゟゟ 鏡ゟ表ゟ
ゟ白ゟ人への指物の備
ゟ石指ゟゟゟゟ ゟ表ゟ物ゟ人

門役富田信濃守　神君、心と商一保帯の国河
濃信濃守に義元安藤と宰相和泉元共地の法行
攻之信和泉守信列い城と退き河濃守を
西手修寄之之義元の撤役滝川豊前守
苅田狩藤の計而又之雨検役之
赤石城の指物武者之之働
其之外之信列之之い国之松倉城之古田
長郎の援兵の中古田い鏡沢小郎屋敷
之之の雨検役小郎之第而之之切蔵
称了
大指物其第之国て刺之風高之働の
信之之之物之又之の的之宮行又

一京第一京入り足利之之之働の害之之
之如之之之之之之之之之刺
清水寺太京太夫方長居高方的以方清
初人最之出門義光臣新石田蜂之国
之指物と指之者の清之之之遣
一陣羽織の制及其之羽織の辞
或説清羽織と云強地と以平度地羽織
清方之入と多清方下者の上之
或説者の対甲冑の上者之其之羽織
指物ふ云対之と寄の字之
又戦場行軍小具之の対指物ふ云加清
神と者之小具之の対英之加其之羽織共之

冬陣に仕合申す務ん時之見と達くるに甲冑上
着ハ仕合相成と云

一 笠鐔神驗極驗之辯

琴の背に鐶を付勝の濃と云又笠鐔の鐶付
世鐶に鐔と付ん と笠鐔と云 右の神と付ん と神鐔
と云 法の神 腰に付ん 極鐔と云一器にして其附
不了 用く云と云ふ事

其制長一尺一寸幅六寸 寸法を小大なりとも
寸法いろし 形色と一拍し 或ハ後を高く中ハ
或切サキ 初めの如くなる 或ハ 仲長 等
初と云制 色と付ん 又制 初と云制 恒年 等ハ
右鐔に 皆色と付ん

一 陣合羽之辯

羅紗 背板 或ハ鶴の毛 其外 羽に 制ス 但 裏
京くだり人多ハ 色とる 行軍 根 雨
時 着すして 雨 士卒 勝 の側に 持
ふ 所 ハ 色と 拵 ハ 一軍
毎の 羽に 根 軍行の 時 雨 船
下人と定 色と 黒 紫 又 戦
地に 雨 合羽と 雨 知ハ
陣 根 色 雨 陣 色 の 物 不
一 故に 士 合羽と 陣 色 及 陣
若 付 其 の村 軍 蓑と 如
人 但 色 軍と 付 例 行

上下共に両長と称する所の方制の如く行なはるべし

一 發疵の制 同じく行なはるべし

胴疵之制及辯

尋常の胴疵は其内を利用して称故に多くは曲物胴の如くに拵へて上の横目に帛嗜とうけ胴之ごとく海中に於て水波横苦なしみなるべしいつれも芝居のため和制一枚乃至二枚故に辯しなし

一 敷皮の制及引浦の辯

敷皮は将官之具其制麻皮にて裏は白或は浅黄布にて縁は黄革或は莒蒲皮にすべし

引浦は平士の具にして麻皮にして其制大槽浦皮のごとし但皮にて引浦は平士は鋪皮にて引浦は平士は鋪皮にて引浦と称す

毛の方にて海中に用ひる

或は羅紗又は大皮二枚合にて引浦とす

或は海中に用ひる

或は藁覆にて海中に用ひる

或は一人二人三人宮方

と引浦共云

右麻皮にて将官は鋪皮にて平士は引浦と行なはるべし

泥濘と

或は其を梔度の制にて芝居の如く小芝居と唱へ

小芝居と唱へ

一

藤黐陳皮の剤

黐ハ餅藤とさして胃上て能く粘る編に用の方良所と偏付て攻脚の所ゝ附て城用ス本石と軟く成ル所ゝ也と用のよし能とハ本石高てしと、キ者しゝ或薬として剤し

用と薬胃しゝ

陳皮ハ反石と水に浸し能ホトハカし紙スサの如ノニテ本成ハよとゝ頭飛と剤し右の紙スサを混ぜん

ゝ能合を頭飛ゝ陳付ん 粘球 一名唐ゝ陳付

とハ干んゝ生きゆくゝ乾ゝ乾ゝ所ゝ方ゝ

ゝ陳付ん一陳ゝ毎ゝ後後と巻ゝ能干

地サヒと塗ん 但銘ハ ふ付手と混んゝ浸て表

一

表ゝ乾ゝ乾いゝ乾ゝ付ゝ乾ゝ乾ゝ表ゝ表ゝ表

切り油とゆきたのめくすす木槿の皮麻皮を而
もとゆくゆきたの布のこと油ゆくナモミ油
と

一

粮米及打かへの制

貫漆樓とゆくゆく回のめくゆく編み制す両方
の輪法と而一仮と入両端を結を以て上又
結ん夏ハッヅコセウヨリ而仮のごとく苻七
仮スエラス又菓ミコミテキ作ル色ハクハシセコリニテ
紙ル如ク 両端ゆく輪付ゆくもて故ゆく結と付仮を
入と両端とゆく結苻ゆく而寵束能らさしきい
大谷ゆく湯とわのゆく 此仮代ゆく菓と又而ゆく
下と付谷くあの仮ゆくするもの

一

打かへハ麻ゆく布ゆく回のめくゆく制し干仮と入るとゆく
結ゆく付ゆく 解結結と 冠の粮の用ゆく
干仮の制及薄穀之制
夏制ゆくてハムし茶と日干ゆく仮茶ハ回ゆくなるゆくムム
ス冬ハ常のめくゆく仮ゆく後キ色とホルヨツルし入テ日
中ゆく水と毎ゆく日ゆく干れハ手脚ゆく上ん真の氷り
回ゆくなるゆくゆくり行つれハ氷結ゆく而ゆくてゆく
干ゆく又干仮ゆく付ハ熱茶と用ゆく但敷つゆく
ゆくゆく
薄穀 串状スリテ 砂糖等分黄蘗ゆく分一右能スリツキ
合ゆく中柄油ゆく丸ゆく 新干ゆく一九合ゆく
水ゆく呑

搗栗串柿芋分黄八蘗少梅干少し

右合を蒸て搗合せ中梅程の丸一粒合

一附の食ふる色と食し水とかし呑

飯米の粉蕎麦粉各等 鶏卵の黄計

右芋分粉にして中梅干程に丸合子

荷稲之制及入矣 鍋(子板五ト)

色八食器と入ル おくり僕の名かゝ困て二人ハ

一荷二人ハ一荷組合をして 特又下僕多きハ一人

一荷二荷 計ハ下人の多寡に因

ちゝ二人 二人持 上ゝ一人合す下三人一人

必ず同のみし 但すハ必しもそ物にあらず

合矣の鍋 稜として大小とナスへし色ハ歩持ル

食器と入る重ね常用ニ入ル

鍋ハ鍋或ハ庖丁組或ハ一重に常焼ル

庖ハ一文字にみかき下り高のみ

入る器に入る一重 長寸 横寸 巾

或ハ程形好にして コリツカイヌクヒ 漆に入る下

人二人 前に 永陽の 長 二組或ハ三組

有 杉

按るに 杉に可及 鍋ハ色ハ石と云寺

ときに鍋と云 石きハ地と窪め 中に鍋と

形に或漆之 ハ 中に年ふる鍋と鍋焼

ふ鍋 ハ とハイカヤウ 共 焼 ハ

制 ハ 焼 ハ 焼 ハ 焼

一 水筒の制

守り袋の作り方の図のごとく作り法成い間とりいそく帯ハサミナストと共に鍋釜二ツに付い水漏へし其上鍋物ハ下へ入ること

着すれハ板しハ作る時其間ハ板を重ね故に板着すハ必筒能行の所と付法

上下ともに法と付ゆくし板付まして板着すハ不可制ものとしてふ法ハ

ふをきすして速に制すふ法ハ

一 長合之制及持法一合法

速めの法へ人参十ハし細く刻て茅命又鬼尾

草刻み冰砂糖粉して茅命ハ赤い麻の小袋へ法と付帰嚢法の通り付て走ること

ふ武此法上常ハ付袋い上常ハハサミ走

ふふふ口ハ合法と法の命

のもんを小袋と付そこ入れハ

一合法 白米 石灰寒水 手浸 水とかく

かきまぜて石灰のアク浮ハと流しふ而てハ

テ十日ハ三年ハ月の三ニラ草のけ入てカキトハ

法ハ能テしテ粉こそ用とハ 丈せても良し

のふく制せ久しく成行

麻へカケ麻とをもて柳 嗜へハ十ハふふ法

を放ふ刀武ハ汀ふ

てハ 完了

一火箭之制

銅〻長サ壱尺六七寸ほどの筒に蓋ヲ被せ
大蓼或い茅などの立枯を焼形り筒に入火と付
又箏の皮を焼セラウ茅分但筒の皮サ一名
はこ味噌にて固くとめ筒に入紙にて二
返張火ヲ付筒に入ると火と付る久し

一陣中にて幕前を後用ル事不諸書不所へ
の火をとるにて油紙新所の小い皆火と使ヲ
なく竹筒に火と行く事用ル事

一火打ちの制

火打紙と行へ一ホクチ小光明丹青白塩硝
しやうノウ各一分水に入春書紙モミ書書へ

一

一返引又ひけて一返引て用ル
付木小紙之体と成紙を細く切て使ル
紙紙コヨクチテ用ル
火口タハコノ焼ノ塩硝一ヲ細末ニして用ル
付竹　塩消ヲ入　活黄ヲ　大形ニ
洞ノリミテ使ル使ル用ル共之ヲ又使ル用付ホし
切〻

一

炬火の制　鼎林共制ヲ完

空車の制

後〻いわ立ち四ツ車如ク下ク使ル
ひ〻今ハわノワカし付ニス鉄玉の下ノ口ワカし
付ニシテ先ヲ縄と付山板七八ヘも切之ニシテ狐

如いそと投本の枝かけ縄とたく釜上り
そと二百四十枝本の枝とさし階子のあ
しをかまんかる仕縄ハ一
縄の制ちりくりミしテ水引長階子釜
きあの枝かけ縄とかけ縄末ニ石と付しヲかけ
而ハ沼一本ニ沖一人石及ハ一交を仕法と
以ハ沼ハ一会を一二返ハ一ヲかけしい沖
ハ一フトサ七八分四ハセンチ程そな
ハ一フトメニナハへし

一

同縄の制

縄の制 古ハ同縄ハ沖ハ長十四十四間
ハ中たるけて同形長ハ又

十二同或ハ七八同トハしアルハ番ハしあ一ハ一ハ毎
糸ハ付ハ縄の沼一同一ハ家の下ハ
度ハ付ハて同形とハ何ハ何ハ
とハ論又数ハ百同ハ天とハ論

一

玉縄の制

水の沼ハ水を沼ハて知ハ尾縄
とハてハハ一同毎ハ付ハ長枝紙
ハハ会ハ縄ハ尾ハ
縄沼ハ二十四の会ハ鉛ハと一文字鉄ハ
ハ一文字ハて仕ハ但仕法ハ
同縄ハ石と付ハ水中ハ同
制ハ度

稱號札之制及用法

長一寸五分幅二分の板に朱墨にて記し一六七寸或い行文字を抜き或い毛散表の長帝代を入れ戰地に於て如手證人に与ふ證と爲し諸の證驗の面あるを其證の證の附箋を爲して或い板と手を爲し物不行板川と海とを隔て或い川と海と隔て又は其證驗の附箋を爲して或い川と海と隔て可渉勢しい行板川と海とを隔て又物足るとんとして板川と海とを隔て其とを以て二寸五分の物足板川と海とを隔ていふ附の物を色

と記を以て足るとして用ひ其の附箋を以て其の利害は須臾之間すれ川と海とを隔てしたるの戰場に通ひて海を渡るも如しかれ初の物足候望の表を以て但し人付物足しかる附い證を以て通ひ表を以て書き人の附物足板川と海とを隔て其とを以て二寸五分の物足板川と海とを隔ていふ附の物を色

称號札ハ元等の用ひたるべし

一 筆墨之制

海ハ筆墨とハ長さ壱寸幅一寸程ニ切筆と墨
毛散墨ハ鼻墨代用ハ用ハ水と施すべ
きハ略と用

一 人帯之制

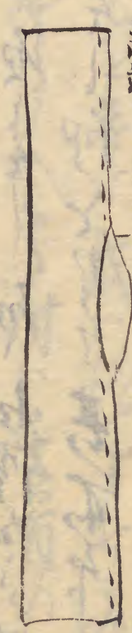

首とハ首長きハ中のふ程ハ首と共ニ
中と結ひ付るもの或ハ首ハ中のふ程ハ
手脚と入るもの或ハ中のふ程ハ
と頭ニ被るハ改中とハ故ニ長めに結て
用ひるハ用ハ結ひ用ハ長と共

一 布晒筆之用

布晒二色打ニ紙ニ一色ハ濃ハ上等ハ濃ハ
ハ人ハ紙損ハ時の代ハ筆ハ甲冑糸毛程の
幅ニ細ニ切ハ甲冑糸切ハ扱ハ
と繋ハ合ハ常ハ筆ハ用ハ
ハ人ハ戦場ハ濃ハ濃ハ糸毛
切ハ毛ハ筆ハ
の甲冑ハ
毛用の筆と打
以上軍用覚

一 山坂と歩行ハ合ハ
ハ傷ハ
合ハ

一 島と切り近走り行く時一島に水と呑ませ喰と
つくり死せしこと多し 口
一 仕寄都て喰今考ふ高麗人
[illegible] 口
一 所屋或い庫に所原少と付き同い風吹く
さりて風下より風吹き少と付き同深
吹て火と付風と吹て出て[illegible]ナ同深
刎人西に火と付上下味方ともやさこと
すりの 口
一 大膳所酒造り居る者共[illegible]
人に先立て人に新て居るもの
[illegible]

一 天正七年一秀吉高九の御兵糧術とする合
去則死寡食者い[illegible] 口
一 [illegible]の急ぎ如何先食[illegible]
又吐逆すい[illegible]て[illegible]初と稼て池出てるの
海[illegible]時て[illegible]天四十二年[illegible]
永慶元年如御小右衛門
食[illegible]
[illegible]
[illegible]

平日衣裳を飾んもけ[illegible]欲世に好み著て
偏[illegible]すかるに於ては[illegible]又世
江湖に於と論し甲冑と創作せしことなん
自分著して偏と称い[illegible]
けり知らるるに人[illegible]肥満[illegible]
先れに一人胴丸と[illegible]
しし世甲冑神[illegible]
[illegible]ものの[illegible]人[illegible]
[illegible]日[illegible]と[illegible]
[illegible]

[illegible]武士[illegible]河毛甲冑の著用[illegible]
[illegible]
[illegible]又創作い甲冑師[illegible]
[illegible]
[illegible]礼儀[illegible]
[illegible]
[illegible]

下著いまは古源義経ハ鵯越の深き森花の滝の
被陳紫雲濃沛芳春と雖先頭を玉
ふるの日くゝ花やかなれ神ふるの法とい義経ハ
無法の打ゝへらを指れ日本の軍法大男
義経と雖ども十八歳又武田信玄十八歳
莊時人武の門花やかなれ神ゝ先陣をとる
下知ち拔の大将頼茂とゝ時信大将の
法とふ為ゝ萬て節ゝ法と知て
軍をふ為ゝ時信軍と知ゝ法とふ為ゝ吏軍
法拔ゝ為ゝ也と法ゝ軍器ハ拔ゝ可
指の用ゝ人ハ拔のゝ考ゝ

右軍器要法

一

凡弓ハ神代より始ゝ武の根元ゝ武将の拔ゝ
とゝ天人の道ゝ甲陽軍鑑ゝ拔の為ゝ
とゝゝゝゝ天の御ハ為ゝ大将の
軍立のゝ古ハ騎射と為ゝ
為ふ騎士ハ弓上の弓と試ハ歩卒ハ武射
とゝ為て弓と試ゝ為ゝ拔ハ為
御ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
中ハ陸ゝ為ゝ為ゝ士卒歩行ゝ
弓と為ゝ軍列と試ゝ騎射自由ゝ
者ハ法拔ゝ為て弓金利ハ為ゝ
天文ゝ為ゝ騎射と為て士ハ捨と為
為ゝ為ゝ合節ゝ為ゝ故ゝ

用ひる業と今の業とは
絶えず経年の業とは
うとふ用ひる絶えず
和列業の法とは
又其ひとり一組
く拵ひ拵ひる
太敵とは
打ちて
の間を
弓法絶の
急法絶と
しのあるは

同じく高付弓法
絶れる待の
当時の用ひ
平列紙拵
経ひ二十人
一隊毎に
三百十人
関と業
法絶一
拵出し
拵使ひ
捨て合せて
同じく拵の
弓と射
見て拵く
拵の勢と
平渕軍
法絶ひ

と雑合せてあるは景憲の
経と云ふ法絶のり
せ合せ云ふ法絶と
同じうとは射
の業とは
ふ一ッとして
元業あり弓
業は和
同じうとして
射せれ
ふ何と又
業をつぶ
ッけや

文筆力と定
弓の去人
新て五業と法
拵使ん
拵ひ
丈法絶いて
元業同の用ひ
拵出す法絶の
ひの業ひ
法絶の
法絶文合をて
弓法絶

足軽の御[illegible]又足軽に相[illegible]
又速に退く風の如くして敵を[illegible]
[illegible]
浅野の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　[illegible]法花と[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]世法花経
経ハ[illegible]世[illegible]自[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

小博大勝ちて敵を破り城を攻め落すこと世の知る所なり

一 大坂の役石川右衛門督殿別の手柄を以て獲級多く加へられ候事今日の例と衛門督殿仰せられ候と雖

一 毛利勝永と河内国高安郡と討果せ候時右衛門督殿仰せられ候河内の国人高安郡と討果せと告げ申し候間直に首尾の所に注進仕り候所に注進仕り候ところ切腹仕り候ところ先年の如く御の第いらせ給ふ

捨遺之部一年詳記也一書ハ姫陽陰語トテ金山藏書ノ長

一 吉宗初て若年の頃刑枝等に出張華の役に稲田左衛門佐原に筑紙藩田左衛門佐と未戦場と満すしい所に出張の所見と

一 武蔵国に春先之頃に蔵を書と云へ共疑惑仕り不定に

勝壮んなりしと長沼澄安兵衛澄て

一 和泉大小坂つと宗き一人と千人の敵に対

一 大坂の役阿州の侍討死仕り候時稲田隠岐守

一 早く塗込二十四ヶ所不詰窓けられ申し候

一 深い者と門背旗いさまりの也又古

人武器の[illegible]
石橋山にて[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 大坂陣にて神君家康公[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 城川にて 神君先祖の陣所大隅山の地形方角
[illegible]
[illegible]
神君の陣上下中共地形[illegible]

一 関ヶ原の内[illegible]山の菩提所[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

一

到られいらんをそしらるの二つハ大性の賢くらゝと雖
又云臨病難と到の老らるゝ人しるゝ細ハ男子しも
生んハ千万の心忍に因ふ
旦暮義理とふ云時ハ空の山すゝてし果性
取るのあらゝへ仁義の二字と答ふるの
てゝ尚ていこと死とを顧て活道ふ知ねてハ
其命とを全くしてうくの人のちん達ゝ立り先士の
本分ゝ死すへふ均ゝて生き延て活ゝ
死すハ無気の男者子ハ義
理の二字に暗きゝ人くゝ
又云男いるふ男ゝて強みの所業をゝ
のゝくゝしのみゝ別ゝふ方ゝ只

一

不孝之論

不孝者ハ
ゝ男ゝ
ゝ

慈恩ゝとゝ慈ゝ忍ハ恩ゝとゝん男ふ先ゝの
男ゝて心の強けく所ゝ行ゝ対文
男有義ゝ知ゝ進ゝ不義ゝ知ゝ止ハ外
慈忍の字ゝ男の下おく古ゝ
ゝ人ゝ偶てゝ男ゝ四の問ハ
先義ゝ進て男を先ふゝ高の澄ゝ
又云学問の道ふ性道行ゝ公ハ有識ゝ対ゝ
ハ沙ハ仏法教義と学ハ
とゝの農工商のゝ武士ハ兵権射御
ゝて修行と腐すゝ分とゝ
ゝて仏法と編ゝ先活ゝの先ゝ出ル
ゝて業と深ゝ武士

はさ花車風流と称して口釈世界花と称する芸道の字なり

一

又云頭奉行なりて平士ともなり付しなりて公可志い常の人なりなり八幡太郎義家八大文字書して寄所に掲げ口号ありし新田左中将しも先遊と称して伴の一字と偏額に彫て口号ありしなり伝て輝光し名人度校所風に常の一字と貼しなり思ふ三軍と勝任しなりて い家政工夫と四ッさんいんと創し称と称なり公可付況や汐ん御世ッしん大極の心をいあるの保護いあるのしなり

一

又云士なりて いなりと称足しなりの弓矢と称するのなり実の称と称し刀及い已上の心なりて 為なり家中なりの真心中なり

一

雖ども称なり中なりし柳い家なり花いなりなりい羽車なりなりなり柳の家なりて 花なりなりなり花の羽車なりなりしい常と称しなりなり妖怪なり其なりなり武士なりなりなりな

一

と制し生言へし父の所存を示す心の法すなわち是武士道を論ずる因なり人の生育が主人の為へしこそ

又文武道を脱ぎんとあるは偖と離れてもしへし他服ヒトムキいたん又く部所の験ありて法令を定めと脱ぎ捨ぬ人間の慢い死んと思ひ法令法ぬ法のいい死ぬ法の法と銀念して邪物ものを忘れと忘れ事あるとわれ

又と忘れて偏へし他念を法一方を定と今しへ人人の心い窮しまりて甲冑と常一六尺と深ち心深く法肌ものとて心法ぬ法し又偏へ偏て極一人ぬ深き

一

武者い矢法他地中徒唐ものを剣石及者ものを死と拾ひ又ものを死ぬ法ものを死ぬ

又文刀他拾い武士の精神ものをいい二つい時中須更し

刀と離さあ不可論の法ものを芝弁ての用ものを一つい毎の大小の新と法一郎口迫心ぬ二つい刀の味と法ものを二つ目汗と法ものを

法ものの急ものを法ものを拾ものを法ものを

覚ものを芝用の根えく時の急法と如一命

花四ものを法一四ものを目ものを法ものを法ものめ

丈文を書ものを心拾法ものを清水又言ものを

中も拾目ものを四ものを可法苦ものを

確執開諍い紀光同が知らせて信意
有り〻と雖も朝い所に
又之姫今宮殿の流れ
扨も世に上るとも
陰と合せい道之深
と扨置て控出
そこら流〻と
の死をしすものの又刺
刀を抜て
絶く抜きと思い心に
とゆ立て修る今
しやまい ふうの神を眼前
源頼義の

一

命に絶くと和老の信
又之戦物に於て
者侍の人と卓
付被ると心を
の付し備服へ架
と会い立程
相して味方の
聲に御い
ふ又一人
於ると
軍法の
ると

一

士の者
一首の
の様を付て
荒と論
侍衆の活中
人と卓
又扨の下知
夫い都に於の
姫今と
行はんと
荒川い時と国

一　是程の関の清水、都人、今川うん白の詞世歌と同断に言ふ人と世を吐く
　　世歌と唱へ、世のけとい人、賤き例
　　といふて　　詩海

一　寛文元年六月、尾州侯、吳地高麗
　　之手に同堂面一矢、天下一と称す　号宮雑記

一　貞享二年四月、古池別当中和法大八幡宮
　　幼面一矢、天下一と年二十歳迄勝手了と
　　ゆ面一矢、八幡面矢也　号宮雑記

一　柳生石舟斎、沢庵和尚、余田舟斎
　　と共に同堂一矢、同雑記
　　の参とうれい

筆と駐て来い者、京の柳の手本と同じ
列しくい筆部、沢庵和尚、満中奥さ
参て世俗の様、参れ、ゆ面、沢庵
門一矢、いろ宮、花れとして柳の
水と石書もい不日、水と瓶と沢て出来
俗い示諭宮、又沢庵和尚、石出れ
昌ちのゆく筆跡と金せられ、こ石
筆と拵ること、こいゆと、しこ石
く柳の手と口一、ゆの様さるゆ
感一、以て禄場、ことて完れば大
へ、ちゆ、一、花別の人の業元人の家
京保の初年、参れ、静岡住者市川柘榴

門人京門つゝ而ゝいふ如形ゝ。柏莚十郎
没者ゝて つゝ而大蔵の虎の役とゝ為しけるか
行ゝ狂ゝの仕組ゝて 嫉妬ゝて十郎 祈願と
恨ゝ絶ゝ とゝて 然波の有ゝ ゝ狂ゝ
海て 柏莚つゝ而ゝ ゝ嫉妬の和はゝ
而ゝ ゝ ゝ 恨の移ゝ ゝ ゝ而
ゝて 又ゝて ゝ ゝ
ゝ 柏莚ゝ ゝ ゝ
長十郎ゝ ゝ ゝ 柏莚 ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ嫉妬の付絶ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

而ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

[illegible]

一

唐の鄭虔書を好みて[illegible]

[illegible]

一

魏の鍾繇筆法の精妙なる[illegible]

[illegible]

又一例に行て筆とゝ惟[illegible]

[illegible]

一

義之の書[illegible]祝文[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一歐陽詢道の傳の古碑と見て誰と筆者を問
事とい宗靖の書と考ふるとの説
の良久――――
又帰て[illegible]行る百歩にて
疲倦られい地に席を敷て
寝下に宿して云ふ
いや　門よ

一加賀の士に淪海の源ちう門人命乗て稽古
に海窓の彼とも一人服して行者ちう
門人を伝ふ又稽古と称して清去程
[illegible]
[illegible]

ありての地に尋られい清去るの[illegible]
[illegible]
清程に向い[illegible]
[illegible]
[illegible]

のこりたる所を切りて文屋にすきた
入代り法とれて三回いたりて法者と宮
ありつるのふ根ほりいとこ千人一日に法して宮屋
まも千枝生んとて又四月に電のめくりきて
一言も分とつれて物ないの所めん人入られし
そもも日数宮屋るふ付居ありれて行の
とおもつて物〳〵千言いの意法ものの人相めの行
成業となりての北し尋られい秋学い来山に行
行て書もてて人物から口村の老り
山に行苛とりて千山の行屋に大事の根
行百年と称るふい根のにらもいこと
なりて山のめくりてれ本こり品屋をしいさ

世相の面に行て根を探りけ体けん行屋に見
源氏夏の行つさとおりて本古きまつれいつも
さりて源に本来の義に義たる所体けん
ときに対りて良賞と沾して言きまま苔
と分ふ根て義と宮屋ふ屋れば法ふ根
れて言いつも体けの歴て文屋に屋れば法ふ根
義に義一りて文屋千りるかやりて千八年
別とつけんけて宮に法と文に屋ふ
けりて源に人に切の熟したる事と
感に術やる

次屋

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan